

# 回 覧

住民の皆様へ

## 「汚染状況重点調査地域の指定解除」に向けたモニタリングの実施について

当町は、平成23年12月より、「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」に基づき、「汚染状況重点調査地域」として指定され、平成29年3月には、町内の除去土壌等を中間貯蔵施設へ搬出し、除染対策事業は完了しました。

つきましては、町全域の平均的な空間放射線量率が、毎時 0.23 マイクロシーベルト未満となっていることから、「汚染状況重点調査地域」の指定を解除するためのモニタリングを下記のとおり実施いたします。

### 【モニタリングの実施期間と実施日数】

令和7年6月9日(月)から令和7年6月27日(金)までの間のうち4日間実施

### 【モニタリング対象施設】

町内の「公共施設」「神社・仏閣」「民間施設・バス停・ゴミ集積所・道路 等」

※モニタリングは原則、敷地内に立ち入りをせず、各施設等の前で測定を行い、ます。(学校は校門前で行います。)

### 【モニタリングの実施者】

「環境再生プラザ」(測定チーム)

※測定員は、「測定員」と明示された「腕章」を着用しています。

### 【お問い合わせ先】

棚倉町役場 住民課 消防環境係 Tel0247-33-2116